

臨時教諭(2級適用の方)、第1次試験をすべて免除に!!

教職員未配置に係る措置、また一步前進！県教委、受験者の負担軽減のため来年度の採用試験から実施

12月3日(水)兵庫県教育委員会は、令和9年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験(2026年度実施)について、主な変更点を発表しました。人材確保策の推進として、また、受験者の負担軽減として、臨時教諭(2級適用の方)は、第1次選考試験がすべて免除となりました。また、過去正規採用教諭等経験者に対する第1次試験選考試験全部免除の要件も拡大されました。これら採用試験に関する変更は、兵庫教組青年部が長年要望していたことでもあり、現場の第一線で頑張りながら、採用試験を受ける臨時教職員の方にとってはとても大きな変更です。他にも、県教委の採用・育成班長は「少しでも受験者の方の負担を減らし、兵庫県で頑張ってもらえる方を増やしていきたい」と説明。概要は以下の通りです。

1. 教職経験者の確保

(1) 本県臨時教諭に対する第1次選考試験全部免除の実施

出願時、本県で臨時教諭として任用されている者について、第1次選考試験をすべて免除します。

要件

- ①出願時時点において、本県内の公立学校(神戸市を除く)で、臨時教諭として任用されている者(在籍校種及び担当教科は問わない)
- ②過去、出願と同一区分、校種及び教科における教職経験を2年以上有している者

(2) 過去正規教諭等経験者に対する第1次選考試験全部免除の要件の拡大

現行の「過去正規教諭等経験者に対する第1次選考試験免除措置」について、本県の過去正規教諭等経験に限定することを見直し、他府県の過去正規教諭としての教職経験を含めます。さらに、直近の講師としての教職経験の要件を緩和します。

変更前	変更後
①過去、本県内公立学校(神戸市立学校を除く)の教諭、養護教諭または栄養教諭としての教職経験2年以上(出願と同一区分、校種及び教科)	①過去、 <u>公立学校の教諭、養護教諭または栄養教諭</u> として教職経験2年以上(出願と同一区分、校種及び教科)
②直近5年間に本県内公立学校(神戸市立学校を除く)及び国公立大学法人附属学校において臨時講師または会計年度任用職員としての教職経験3年以上	②直近5年間に本県内公立学校(神戸市立学校を除く)及び国公立大学法人附属学校において臨時講師または会計年度任用職員としての <u>教職経験1年以上</u>
※38時間45分の半分以上勤務または週12時間以上の授業担当	※授業を担当していることは必須。ただし、 <u>週あたりの勤務時間数は問わない</u> 。

(3) 講師経験者に対する免除・加点措置の要件拡大

講師の教職経験を有する者に対する第1次選考試験一部(一般教養試験)免除や加点措置の要件について、出願前年度までの教職経験においては、県内外を問わないこととします。

変更前	変更後	講師経験	免除・加点
本県内の学校(国公私立、在籍校種及び担当教科を問わない)における教職経験	<u>国公私立学校(在籍校種及び担当教科を問わない)における教職経験</u>	常勤講師3年	一般教養試験免除
		常勤講師(1年以上) + 会計年度の合計2年以上	加点20点
		常勤講師+会計年度の合計1年以上	加点10点

2. 多様な人材の確保

(1) 英語資格所有者に対する第1次選考試験一部(教科専門試験)免除の実施

「中学校・特別支援学校区分(英語)」「高等学校区分(英語)」出願者における、現行の「英語資格所有者に対する加点措置」において、20点の加点措置を見直し、第1次選考試験筆記試験のうち、教科専門試験を免除します。

(2) 「特別免許状授与を前提とした特別選考」の実施教科の拡大

既に実施している区分及び教科に加え、「中学校・特別支援学校区分(理科)及び高等学校区分(理科)」を追加します。

(3) 第2希望対象教科の拡大

高等学校区分(理科)の出願者は、第2希望として「中学校・特別支援学校区分(理科)を希望可能とします。

人材確保対策だけでなく、教職員の待遇改善で健康で生き生きと働き続けられる職場に!!